

その他の高圧ガス保安政策の動向

2025年7月24日

大臣官房産業保安・安全グループ 高圧ガス保安室

水素に係る規制改革実施計画に基づく規制見直しの進捗状況

- 水素スタンド・燃料電池自動車関連の規制見直しについては、これまでの規制改革実施計画（閣議決定）において合計93項目が盛り込まれ、累計82項目が措置済みとなった（令和7年6月末現在）。
- 引き続き、技術検証等により得られた科学的知見等に基づき、これら項目の検討を進めていく。

措置済みの項目（一部抜粋）

計画	事項名
25	高圧ガス販売事業者の義務の見直し(a:保安台帳の廃止、b:販売主任者兼任の合理化)
26	水素充てん時の車載容器総括証票等の確認の不要化等
27	水素スタンドにおける予備品の使用
28	保安検査方法の緩和
29	保安監督者に関する見直し (a:複数スタンド兼任の保安体制のあり方、b:保安監督者の経験要件の合理化)
30	水素スタンド設備の遠隔監視による無人運転の許容
32	一般家庭等における水素充てんの可能化
33	水素スタンドにおける微量漏えいの取扱いの見直し
34	水素スタンドの充填容器等における措置の合理化(a:直接日光を遮る措置、b:高圧水素容器の上限度温度、c:取水設備の設置)
35	貯蔵量が300ml未満で処理能力が30ml以上の第2製造事業者である水素スタンドの貯蔵に係る技術基準の見直し
36	燃料電池自動車への緊急充てんに係る届出の明確化
38	水素スタンド設備に係る技術基準の見直し
37	液化水素ポンプ昇圧型水素スタンドにおける蒸発器の処理量の算定方法の見直し
39	水素特性判断基準にかかる例示基準の改正等の検討
40	設計係数3.5の設計に係る圧力制限の撤廃
41	3.5よりも低い設計係数
42	防爆機器の国内検定を不要とする仕組みの検討
43	型式承認等に要する期間短縮
44	国連規則（UN-R134）に基づく燃料電池自動車用高圧水素容器の相互承認制度の整備
45	高圧水素容器の品質管理方法の見直し
46	開発中の燃料電池自動車の車両に搭載する高圧水素容器の検査制度の見直し
48	車載用高圧水素容器の開発時の認可の不要化
49	燃料電池自動車に関する事務手続の合理化
50	高圧ガス容器に係る設計荷重を分けないガラス繊維に関する解釈の見直し
51	燃料電池自動車用高圧水素容器の許容傷深さの基準の緩和 (a:許容傷深さの柔軟な決定、b:容器の再検査の簡素化)
52	燃料電池自動車用高圧水素容器の標準方式の緩和
53	燃料電池自動車の水素充填口付近の標準の緩和
54	会社単位での容器等製造業者登録等の取得
55	容器等製造業者登録の更新の見直し
56	水素貯蔵システムの型式の定義の適正化
57	燃料電池自動車用高圧水素容器の充てん可能期間の延長 (R6.6.15施行)
58	充てん可能期間中の容器を搭載している燃料電池産業車両用電源ユニットのリユースの許容
59	充てん可能期間を経過した高圧水素容器を搭載した燃料電池自動車に係る安全な再資源化処理
60	燃料電池自動車販売終了後の補給用タンクの供給 (R6.6.15施行)
61	水素・燃料電池自動車関連法規制に関する公開の場での検討

計画	事項名
21	a 蓄圧機の圧力上限値の見直し (R7.4.18施行)
	b 障壁に係る技術基準の見直し (R6.4.2施行)
	c 水素スタンドの充填容器等における温度管理の在り方の検討 (R6.4.2施行)
	d 設備の故障・修理時における予備品の使用手続の合理化

(R2計画)

計画	事項名
68	郊外型水素スタンドにおける散水装置への上水道からの水の直接供給の許容 (R6.4.26施行)

(R5計画)

(注) 色を付した項目は、経済産業省以外の省庁も 所管するものを指す。

(H29計画)

措置に向けて検討中の項目

計画	事項名
57	圧縮水素自動車燃料装置用容器及びその附属品の使用可能鋼材に係る性能基準の整備

(H25計画)

計画	事項名
31	水素出荷設備に係る保安統括者等の選任の緩和
47	燃料電池自動車用高圧水素容器に係る特別充てん許可の手続の簡素化

(H29計画)

計画	事項名
(4)10	水素の利活用の円滑化に向けた「定置式製造設備」に関する規制見直し
(9)1	圧縮水素の貯蔵量上限の緩和

(R6計画)

計画	事業名	
(3)	1	大容量の水素ガス運搬トレーラの国内導入
	2	可搬式水素ガス容器への圧縮水素の充填に係るルール整備
	3	造船所岸壁等に設置される船舶用水素スタンドに関する技術基準の策定
	5	b 船舶の燃料用水素ガス容器に関する技術基準の策定
	7	d 水素利用内燃力発電設備における保安管理体制の合理化
	e 同一事業所内の複数の製造施設における保安管理体制の合理化	

(R7計画)

G X産業立地政策に係る自治体・企業の課題と規制・制度改革について

- 令和7年6月10日に開催された国家戦略特別区域諮問会議にて、G X産業立地政策の推進にあたり、G X型の新規産業創出ため、規制・制度改革を含め、国による事業環境整備を求める自治体や事業者からの声が示された。
- 今後、自治体や事業者と連携し、必要な規制・制度改革の検討を行っていく予定。

自治体・企業の課題と規制・制度改革について

第66回国家戦略特別区域諮問会議
(R7年6月10日開催) 資料5 抜粋

- 新たな産業集積を成長につなげようとする自治体・企業から、GX型の産業構造を目指す上で、規制・制度改革含め、国によるスピード感を持った事業環境整備を求める声が挙がっている。
- こうしたニーズに対応することで、GX型の新規産業創出につながる可能性。

規制・制度改革に係る自治体・企業からの声の一例※一部抜粋



小規模なガス装置の設置であっても、許可申請等の手続きが必要な場合があります。海外企業の誘致やスタートアップの事業拡大の足かせになっている。安全を担保しつつ、制度を精緻化し、充実させることで、国内外企業の誘致に繋がられる。

- 自治体・スタートアップ

➔ **こうしたニーズをはじめとして、各種規制の見直しによってGX型の新規産業創出の後押しが可能となる。そのため、引き続き規制・制度改革を含む事業環境整備への対応を検討する。**